明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三）　三
○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（四）　五
○健康増進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（五）　五

〔内閣官房令〕
○職員の兼業の許可に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房一）　五

〔府　令〕
○内閣総理大臣の所掌に係る研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府一）　五

〔府令・省令〕
○国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一）　二

〔省　令〕
○総務省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務一）　二
○国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同二）　六
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令の一部を改正する省令（法務一）　七
○国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（財務・農林水産一）　七
○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令（文部科学一）　九
○厚生労働省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働四）　一〇
○農林水産省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（農林水産三）　一三
○国立研究開発法人土木研究所の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（農林水産・国土交通一）　一九
○経済産業省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業四）　二〇
○国立研究開発法人産業技術総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同五）　二〇
○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同六）　二〇
○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同七）　二〇
○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（国土交通二）　三一
○環境省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一）　三一
○防衛省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（防衛一）　四〇

〔規　則〕
○人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則（人事院九―四〇―五一）　四五
○人事院規則一四―一八（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）の一部を改正する人事院規則（同一四―一八―三）　四六
○人事院規則一四―一九（研究職員の株式会社の監査役との兼業）の一部を改正する人事院規則（同一四―一九―三）　四六

〔訓　令〕
○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府一）　四六

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。